

## ( 1 ) 資源循環型社会の構築に向けた取り組み

資源循環型社会の構築に向けた自治体の取り組みは、「市民や事業者への啓発活動」と「排出されたごみのリサイクル推進」に集約される。

各市とも、資源循環型社会の構築の担い手は、「生産・製造事業者」や「市民」であると考えており、自治体の役割を重視する意見は少ない。しかし、市民・事業者の役割や行動目標を定めた「ごみ減量・リサイクル推進行動計画」を策定または策定を検討している市が約30%あり、市民・事業者を交えた審議会や参加型の協議会等を設置している市も多い。

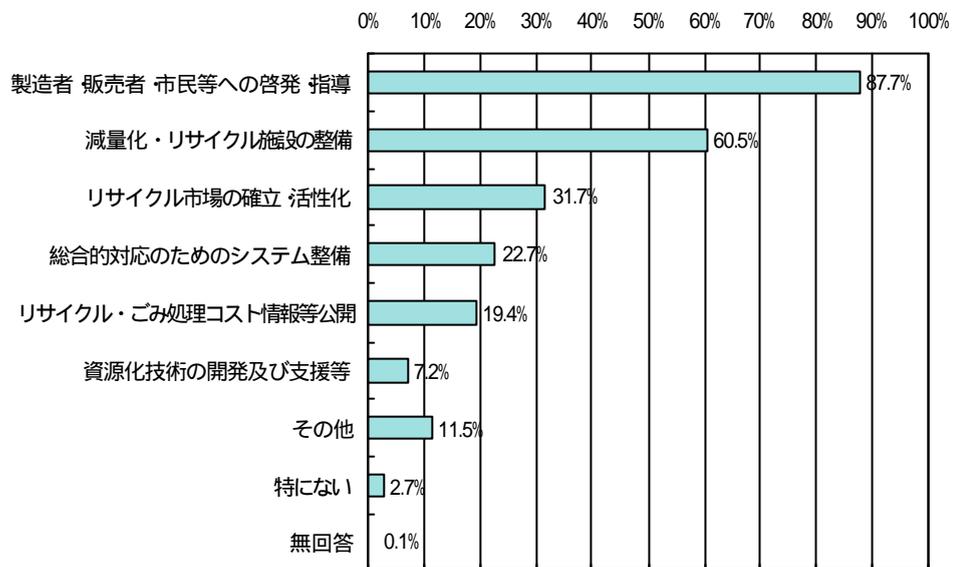
資源循環型社会を目指して制定された容器包装リサイクル法については、積極的な評価よりも制度の問題を指摘する意見の方が多く、何らかの見直しを求める意見が約95%にも達している。特に、コスト面で自治体の負担が大きいことを指摘する意見が多い。

Q 1 資源循環型社会構築に向けての取り組み

資源循環型社会の構築に向けての取り組みが多く地域で行われていますが、貴市での取り組みのうち、特に力を入れているのは次のどれですか。（あてはまるもの3つに ）

【9割の都市が“川上”での発生・排出抑制対策を重視】

87.7%の市が「啓発・指導」に力を入れていると答えており、次いで「減量化・リサイクル施設の整備」60.5%となっている。大半の市が、市民や事業者に対してごみ減量の啓発活動を行う一方で、自らが主体となって資源回収を進め、そのための施設整備に取り組んでいる。その他の取り組みとしては、資源集団回収事業への支援や家庭での生ごみ堆肥化の推進等があげられている。



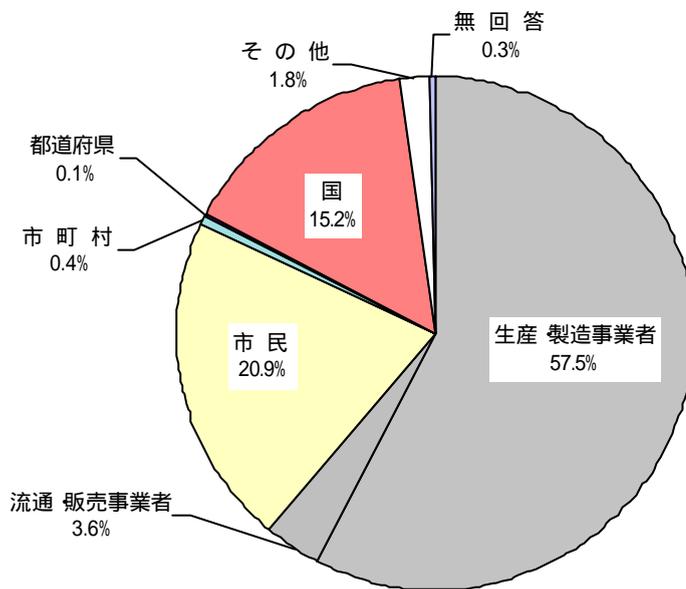
	調査数	Q 1 循環型社会構造に向けた取り組み									
		製者の啓発・指導 販売者・市民等へ	市場性の確立・活性化	資源開等 資源化技術の支援	減イ整 量クル 化・施設 のリサ	リごト サみ処 イクル ル・ス 公開	総たム 合的のシ 対のステ	そ の 他	特 に な い	無 回 答	
合計	669	587	212	48	405	130	152	77	18	1	
	100.0	87.7	31.7	7.2	60.5	19.4	22.7	11.5	2.7	0.1	
人口規模	3万人未満	69	51	15	5	34	10	13	4	7	
		100.0	73.9	21.7	7.2	49.3	14.5	18.8	5.8	10.1	
	～ 5万人未満	151	135	44	5	87	36	36	18	2	
		100.0	89.4	29.1	3.3	57.6	23.8	23.8	11.9	1.3	
	～ 10万人未満	225	191	76	16	124	39	54	32	7	
		100.0	84.9	33.8	7.1	55.1	17.3	24.0	14.2	3.1	
	～ 20万人未満	121	110	36	11	88	25	24	11	1	
		100.0	90.9	29.8	9.1	72.7	20.7	19.8	9.1	0.8	
～ 30万人未満	39	37	17	5	22	10	5	3	-		
	100.0	94.9	43.6	12.8	56.4	25.6	12.8	7.7	-		
30万人以上	52	51	22	5	38	10	16	5	1		
	100.0	98.1	42.3	9.6	73.1	19.2	30.8	9.6	1.9		
指定都市	12	12	2	1	12	-	4	4	-		
	100.0	100.0	16.7	8.3	100.0	-	33.3	33.3	-		

Q2 資源循環型社会構築の担い手

資源循環型社会の構築に向けて、最も重要だと考えられる担い手は次のどれでしょうか。  
 (あてはまるもの1つに)

【メーカーへの期待が極めて大きい。自治体の役割を重視するのはごく少数】

「生産・製造事業者」と答えた市が57.5%で、「市民」20.9%、「国」15.2%である。同じ事業者でも流通・販売業者の役割が重要と答えた市は3.6%であった。自治体側からはいわゆるメーカーに期待するところが大きく、逆に自ら(市町村)の役割が重要と答えた市はわずか3市0.4%にすぎない。



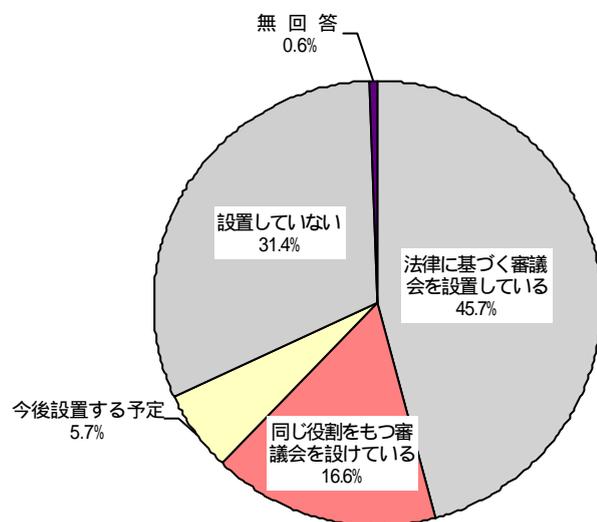
	調査数	Q2 重要な担い手								
		生産・製造事業者	流通・販売事業者	市民	市町村	都道府県	国	その他	無回答	
合計	669	385	24	140	3	1	102	12	2	
	100.0	57.5	3.6	20.9	0.4	0.1	15.2	1.8	0.3	
人口規模	3万人未満	69	42	4	15	1	-	5	1	1
		100.0	60.9	5.8	21.7	1.4	-	7.2	1.4	1.4
	~5万人未満	151	83	9	28	1	-	28	1	1
		100.0	55.0	6.0	18.5	0.7	-	18.5	0.7	0.7
	~10万人未満	225	131	5	49	-	1	35	4	-
		100.0	58.2	2.2	21.8	-	0.4	15.6	1.8	-
	~20万人未満	121	73	4	25	1	-	17	1	-
		100.0	60.3	3.3	20.7	0.8	-	14.0	0.8	-
~30万人未満	39	22	-	8	-	-	6	3	-	
	100.0	56.4	-	20.5	-	-	15.4	7.7	-	
30万人以上	52	29	1	13	-	-	9	-	-	
	100.0	55.8	1.9	25.0	-	-	17.3	-	-	
指定都市	12	5	1	2	-	-	2	2	-	
	100.0	41.7	8.3	16.7	-	-	16.7	16.7	-	

### Q3 廃棄物関連の審議会設置

貴市では、廃棄物減量等推進審議会等の審議会を設置していますか。(あてはまるもの1つに)

【3市に2市(63%)が審議会を設置】

廃掃法に基づく「廃棄物減量等推進審議会」を設置している市は45.7%である。地域的にバラつきがあり、東京圏では72.5%が設置しているが、同じ役割を持つ審議会を設けている11.7%を合わせると約94%が何らかの審議会を設置している。これに対して、大阪圏では合わせて40.9%、九州・沖縄地方では合わせて47.3%となっている。



Q 4 情報・意見の交換の場

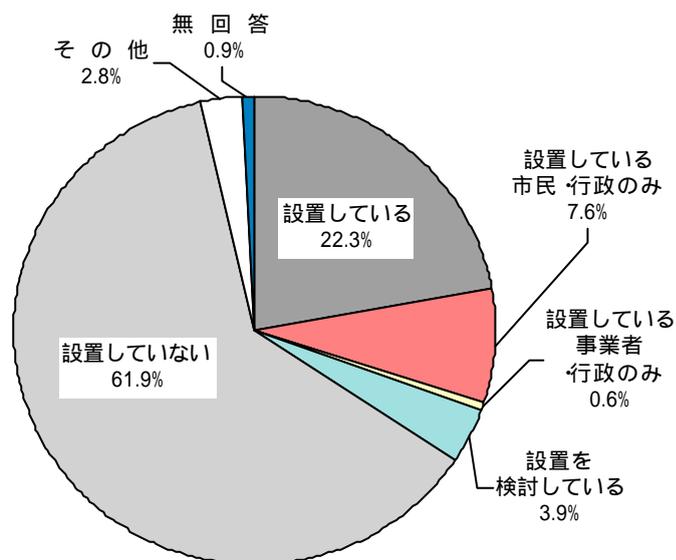
貴市では、市民発案型の市民、事業者、行政からなる情報や意見の交換の場（審議会を除いた会議など）を設けていますか。（あてはまるもの1つに）

SQ4-1 その名称・概要（目的、開催状況、構成メンバー等）をお書きください。（自由記入）

【市民発案型の会議は都市の3割で設置】

市民発案型の市民、事業者、行政で構成する会議等を設けている市は22.3%であり、それに類似する会議を設置している市を加えると30.5%となる。審議会の設置率が比較的低かった大阪圏や九州・沖縄地方では審議会以外の会議の設置率が高くなっている。

会議のタイプとしては、自治会や衛生協力員等の地域団体リーダーの連絡会議、資源回収実践団体の情報交換の場として設けているもの、シンポジウムやフリーマーケットなどごみ減量のための実践活動を推進する目的で設置されているもの、ごみ問題、リサイクルについての調査研究や行動計画を検討するために設置されているもの等がある。



	調査数	Q4 その他会議の設置							調査数	Q4 その他会議の設置							
		設置している	設置している政	のみの市民・行政	のみの事業者・行政	設置を検討している	設置していない	その他		無回答	設置している	設置している政	のみの市民・行政	のみの事業者・行政	設置を検討している	設置していない	その他
合計	669	149	51	4	26	414	19	6	669	149	51	4	26	414	19	6	
	100.0	22.3	7.6	0.6	3.9	61.9	2.8	0.9	100.0	22.3	7.6	0.6	3.9	61.9	2.8	0.9	
地域	北海道・東北地方	97	23	3	1	2	65	2	1	97	23	3	1	2	65	2	1
		100.0	23.7	3.1	1.0	2.1	67.0	2.1	1.0	100.0	23.7	3.1	1.0	2.1	67.0	2.1	1.0
	北関東地方	43	9	7	-	4	21	1	1	43	9	7	-	4	21	1	1
		100.0	20.9	16.3	-	9.3	48.8	2.3	2.3	100.0	20.9	16.3	-	9.3	48.8	2.3	2.3
	東京圏	120	28	7	-	1	83	1	-	120	28	7	-	1	83	1	-
		100.0	23.3	5.8	-	0.8	69.2	0.8	-	100.0	23.3	5.8	-	0.8	69.2	0.8	-
	中部地方	89	23	7	1	6	50	1	1	89	23	7	1	6	50	1	1
		100.0	25.8	7.9	1.1	6.7	56.2	1.1	1.1	100.0	25.8	7.9	1.1	6.7	56.2	1.1	1.1
	名古屋圏	58	11	8	-	-	38	1	-	58	11	8	-	-	38	1	-
		100.0	19.0	13.8	-	-	65.5	1.7	-	100.0	19.0	13.8	-	-	65.5	1.7	-
近畿地方	24	6	1	-	-	17	-	-	24	6	1	-	-	17	-	-	
	100.0	25.0	4.2	-	-	70.8	-	-	100.0	25.0	4.2	-	-	70.8	-	-	
大阪圏	66	22	3	1	2	34	2	2	66	22	3	1	2	34	2	2	
	100.0	33.3	4.5	1.5	3.0	51.5	3.0	3.0	100.0	33.3	4.5	1.5	3.0	51.5	3.0	3.0	
中国・四国地方	79	8	9	-	4	54	4	-	79	8	9	-	4	54	4	-	
	100.0	10.1	11.4	-	5.1	68.4	5.1	-	100.0	10.1	11.4	-	5.1	68.4	5.1	-	
九州・沖縄地方	93	19	6	1	7	52	7	1	93	19	6	1	7	52	7	1	
	100.0	20.4	6.5	1.1	7.5	55.9	7.5	1.1	100.0	20.4	6.5	1.1	7.5	55.9	7.5	1.1	
人口規模	合計	669	149	51	4	26	414	19	6	669	149	51	4	26	414	19	6
		100.0	22.3	7.6	0.6	3.9	61.9	2.8	0.9	100.0	22.3	7.6	0.6	3.9	61.9	2.8	0.9
	3万人未満	69	9	3	-	7	48	1	1	69	9	3	-	7	48	1	1
		100.0	13.0	4.3	-	10.1	69.6	1.4	1.4	100.0	13.0	4.3	-	10.1	69.6	1.4	1.4
	~5万人未満	151	35	14	-	5	92	4	1	151	35	14	-	5	92	4	1
	100.0	23.2	9.3	-	3.3	60.9	2.6	0.7	100.0	23.2	9.3	-	3.3	60.9	2.6	0.7	
~10万人未満	225	36	16	-	8	154	7	4	225	36	16	-	8	154	7	4	
	100.0	16.0	7.1	-	3.6	68.4	3.1	1.8	100.0	16.0	7.1	-	3.6	68.4	3.1	1.8	
~20万人未満	121	39	12	2	3	65	-	-	121	39	12	2	3	65	-	-	
	100.0	32.2	9.9	1.7	2.5	53.7	-	-	100.0	32.2	9.9	1.7	2.5	53.7	-	-	
~30万人未満	39	12	3	1	2	18	3	-	39	12	3	1	2	18	3	-	
	100.0	30.8	7.7	2.6	5.1	46.2	7.7	-	100.0	30.8	7.7	2.6	5.1	46.2	7.7	-	
30万人以上	52	13	3	1	1	32	2	-	52	13	3	1	1	32	2	-	
	100.0	25.0	5.8	1.9	1.9	61.5	3.8	-	100.0	25.0	5.8	1.9	1.9	61.5	3.8	-	
指定都市	12	5	-	-	-	5	2	-	12	5	-	-	-	5	2	-	
	100.0	41.7	-	-	-	41.7	16.7	-	100.0	41.7	-	-	-	41.7	16.7	-	

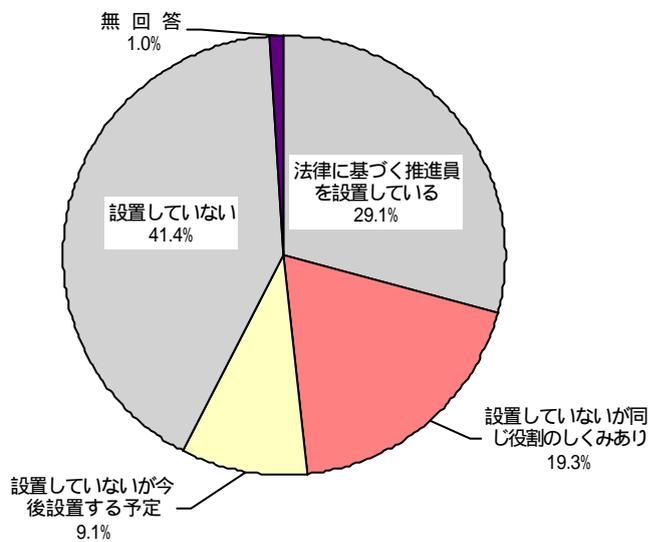
Q 5 廃棄物減量等推進員の設置

貴市では、廃棄物減量等推進員を設置していますか。(あてはまるもの1つに )

【減量等推進員の設置は約半数】

廃棄物減量等推進員又は類似の制度を設置している市は48.4%であり、それに設置予定の9.1%を加えると約6割になる。

法律に基づかない推進員類似の制度としては、旧来からある衛生協力員や清掃協力員の制度(名称はクリーン推進員、美化推進員、環境美化指導員など様々である)をあげた市が大半である。



	調査数	Q 5 推進員の設置					無回答
		法律に基づく推進員を設置している	設置しているが同じ役割あり	設置しているが今後設置しない	設置していない		
合計	669	195	129	61	277	7	
	100.0	29.1	19.3	9.1	41.4	1.0	
人口規模	3万人未満	69	16	10	6	36	1
		100.0	23.2	14.5	8.7	52.2	1.4
	~ 5万人未満	151	31	33	10	76	1
		100.0	20.5	21.9	6.6	50.3	0.7
	~ 10万人未満	225	68	35	25	95	2
		100.0	30.2	15.6	11.1	42.2	0.9
	~ 20万人未満	121	38	26	15	40	2
		100.0	31.4	21.5	12.4	33.1	1.7
~ 30万人未満	39	14	9	3	13	-	
	100.0	35.9	23.1	7.7	33.3	-	
30万人以上	52	23	12	2	14	1	
	100.0	44.2	23.1	3.8	26.9	1.9	
指定都市	12	5	4	-	3	-	
	100.0	41.7	33.3	-	25.0	-	

Q 6 廃棄物関連の地方公社等出資組織の設置

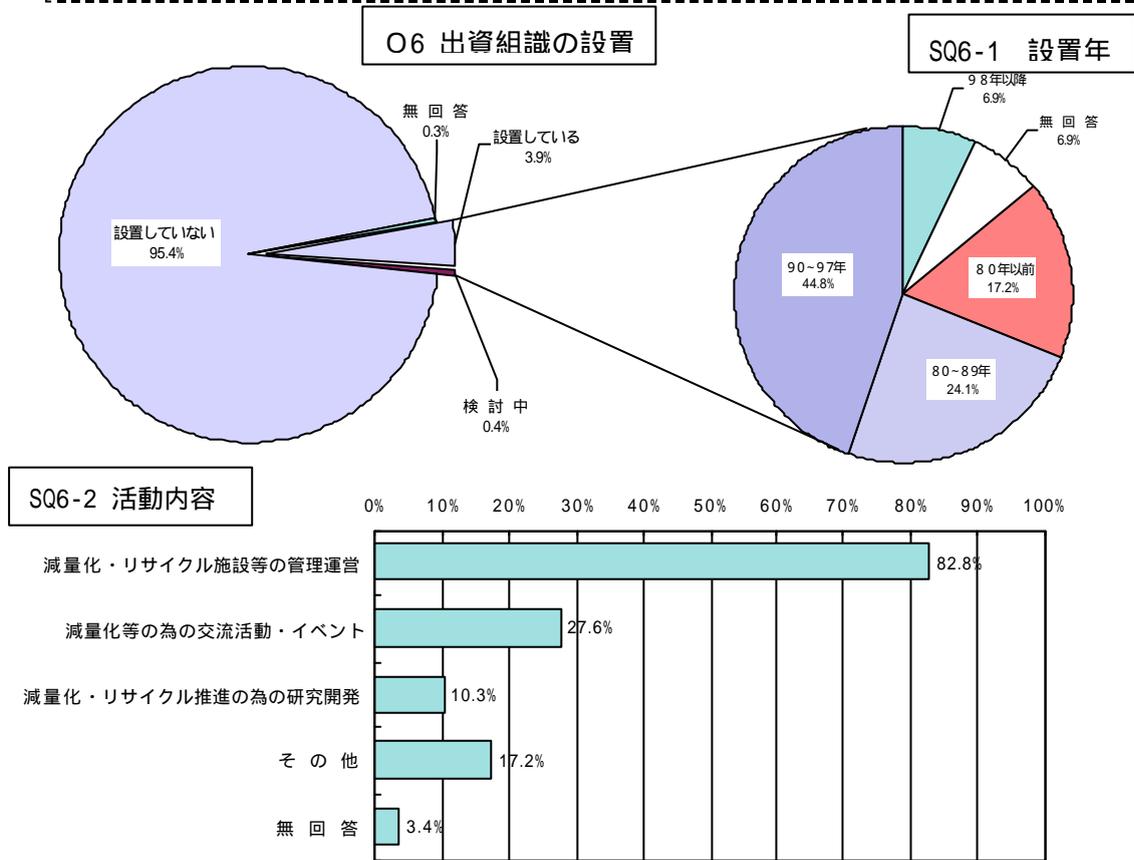
廃棄物の減量化、リサイクル等を推進するための地方公社等の出資組織を設置していますか。(あてはまるもの1つに )

SQ6-1 その名称と設置時期をお書きください。(自由記入)

SQ6-2 その主要な活動内容はどんなことですか。(あてはまるもの全てに )

【地方公社の設置都市は4%。活動内容は廃棄物施設の管理運営が主流】

公社等への出資をしているのは26市、3.9%である。そのうち半数が90年以降に設置されている。事業内容としてはほとんどが「リサイクル施設の管理運営」である。その他の事業としては、資源物の収集業務、産業廃棄物リサイクル団地の運営、粗大ごみの修理・再生・販売等があげられている。



	調査数	Q 6 地方公社等の設置				調査数	SQ 6 - 1 設置年					SQ 6 - 2 活動内容					
		設置している	検討中	設置していない	無回答		80年以前	80}89年	90}97年	98年以降	無回答	減量化等の為のイベント	減量化等の為の研究開発	減量化等の為の推進リサ	減量化等の為の管理運営	その他	無回答
合計	669 100.0	26 3.9	3 0.4	638 95.4	2 0.3	29 100.0	5 17.2	7 24.1	13 44.8	2 6.9	2 6.9	8 27.6	3 10.3	24 82.8	5 17.2	1 3.4	
人口規模	3万人未満	69 100.0	-	69 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	~5万人未満	151 100.0	-	150 99.3	-	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	
	~10万人未満	225 100.0	4 1.8	0.4	220 97.8	1 0.4	4 100.0	-	1 25.0	2 50.0	-	1 25.0	2 50.0	1 25.0	2 50.0	-	
	~20万人未満	121 100.0	7 5.8	0.8	113 93.4	-	8 100.0	1 12.5	2 25.0	3 37.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5	8 100.0	1 12.5	-	
	~30万人未満	39 100.0	2 5.1	-	37 94.9	-	2 100.0	-	1 50.0	1 50.0	-	-	-	2 100.0	-	-	
	30万人以上	52 100.0	6 11.5	1.9	44 84.6	1 1.9	7 100.0	3 42.9	-	4 57.1	-	-	3 42.9	1 14.3	5 71.4	1 14.3	
指定都市	12 100.0	7 58.3	-	5 41.7	-	7 100.0	1 14.3	3 42.9	3 42.9	-	-	2 28.6	1 14.3	7 100.0	1 14.3		

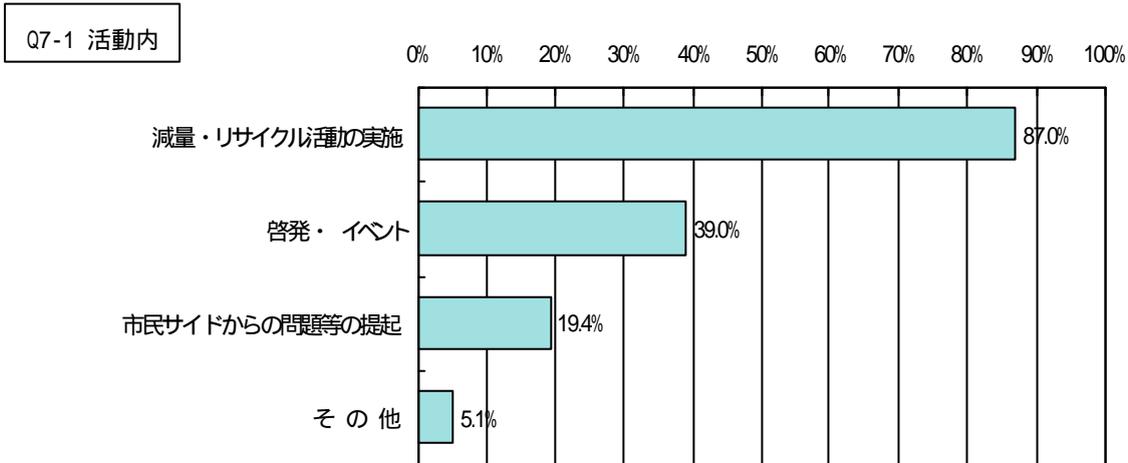
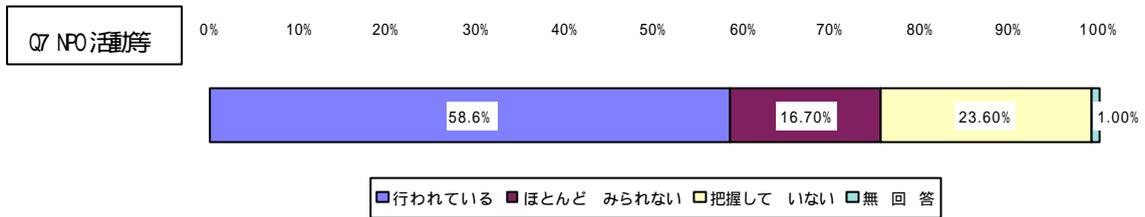
Q7 減量化・リサイクル関連の市民ボランティア・NPO活動

貴市では、減量化・リサイクルに関する市民ボランティアやNPO活動が行われて  
いますか。(あてはまるもの1つに )

SQ7-1 主な活動内容はどんなことですか。(あてはまるもの全てに )

【市民ボランティア活動やNPO活動は比較的盛ん】

市民ボランティアやNPO活動が「行われている」と答えた市は58.6%で、  
大都市ほど多い。  
活動内容としては「リサイクル活動の実践」が87.0%と圧倒的に多い。そ  
の他の活動としては、フリーマーケットの開催やリサイクルプラザを拠点とした  
学習活動などがあげられている。



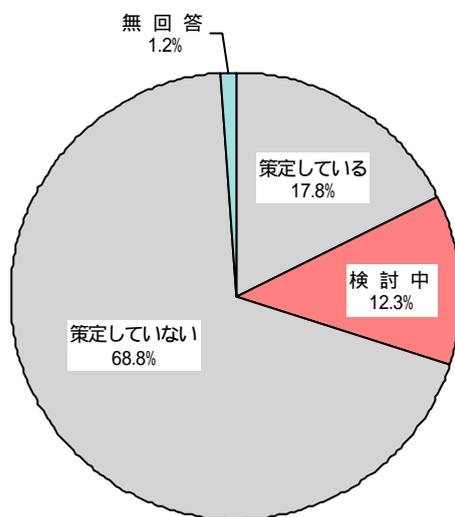
	調査数	Q7 ボランティア活動・NPO活動				調査数	SQ7-1 活動内容				
		行われている	ほとんどみられない	把握していない	無回答		啓発・イベント	市民サイドからの問題等の提起	減量化・リサイクルの実践	その他	
合計	669	392	112	158	7	392	153	76	341	20	
	100.0	58.6	16.7	23.6	1.0	100.0	39.0	19.4	87.0	5.1	
人口規模	3万人未満	69	34	20	13	2	34	14	3	30	1
		100.0	49.3	29.0	18.8	2.9	100.0	41.2	8.8	88.2	2.9
	～5万人未満	151	80	36	32	3	80	27	21	70	2
		100.0	53.0	23.8	21.2	2.0	100.0	33.8	26.3	87.5	2.5
	～10万人未満	225	135	36	54	-	135	47	16	118	10
		100.0	60.0	16.0	24.0	-	100.0	34.8	11.9	87.4	7.4
	～20万人未満	121	72	12	37	-	72	38	17	58	4
		100.0	59.5	9.9	30.6	-	100.0	52.8	23.6	80.6	5.6
～30万人未満	39	26	5	8	-	26	10	5	22	1	
	100.0	66.7	12.8	20.5	-	100.0	38.5	19.2	84.6	3.8	
30万人以上	52	34	3	13	2	34	11	9	32	2	
	100.0	65.4	5.8	25.0	3.8	100.0	32.4	26.5	94.1	5.9	
指定都市	12	11	-	1	-	11	6	5	11	-	
	100.0	91.7	-	8.3	-	100.0	54.5	45.5	100.0	-	

Q 8 ごみ減量化・リサイクル等の行動計画策定

貴市では、ごみの減量化、リサイクル等について、市民、事業者、行政等が何をすべきかを定めた行動計画（例：ごみ減量化資源化行動計画）を策定していますか。（あてはまるもの1つに ）

【行動計画の策定は2割。検討中を含めると3割】

ごみ減量・リサイクルは、市民や事業者にも自主的な行動を促していく必要があるが、こうした観点から行動計画を策定している市は17.8%、検討中が12.3%であった。大都市ほど策定率が高い傾向がみられ、指定都市では策定しているところが7市58.3%、検討中が3市25.0%となっている。



	調査数	Q 8 行動計画の策定				
		策定している	検討中	策定していない	無回答	
合計	669	119	82	460	8	
	100.0	17.8	12.3	68.8	1.2	
人口規模	3万人未満	69	8	15	46	-
		100.0	11.6	21.7	66.7	-
	～5万人未満	151	19	16	115	1
		100.0	12.6	10.6	76.2	0.7
	～10万人未満	225	34	23	164	4
		100.0	15.1	10.2	72.9	1.8
	～20万人未満	121	32	17	71	1
		100.0	26.4	14.0	58.7	0.8
～30万人未満	39	6	4	28	1	
	100.0	15.4	10.3	71.8	2.6	
30万人以上	52	13	4	34	1	
	100.0	25.0	7.7	65.4	1.9	
指定都市	12	7	3	2	-	
	100.0	58.3	25.0	16.7	-	

## Q9 減量化・リサイクル促進のための情報提供

貴市では、減量化やリサイクルを促進するための情報を作成し、市民等に提供していますか。(あてはまるもの1つに )

SQ9-1 それは主にどのような情報ですか。(あてはまるもの全てに )

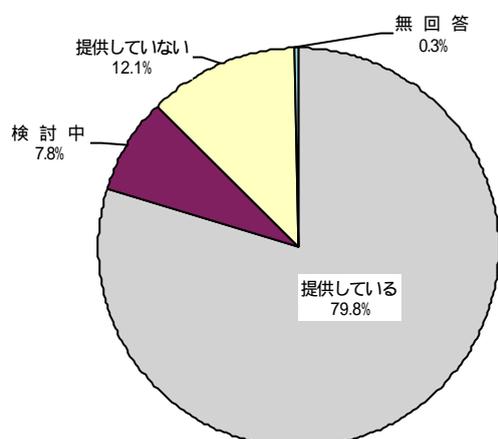
SQ9-2 それは主にどのような情報媒体によって、提供していますか。(あてはまるもの全てに )

### 【都市の8割が情報提供を行う。情報内容はごみの質・量が主流】

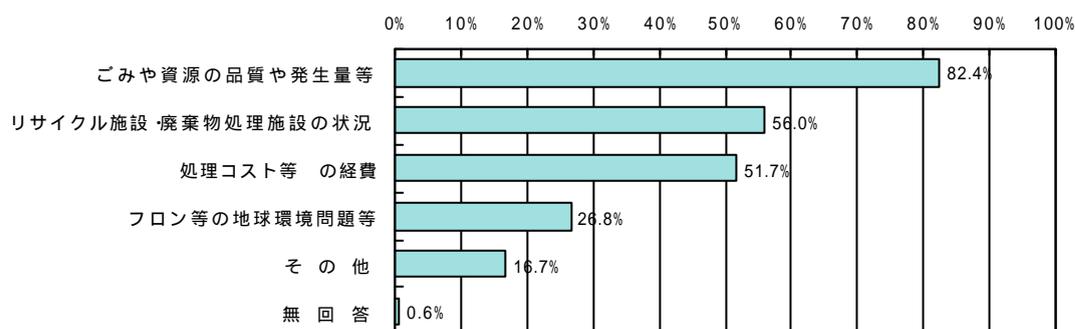
約80%の市が情報提供していると回答している。情報の種類としては「ごみや資源の発生量や品質」がほとんどである。その他としては、家庭でできるごみ減量のアドバイス、不用品交換情報、リサイクルショップの情報などがあげられている。

情報媒体としては広報紙が圧倒的に多い。その他として、独自のニュースレターを作成していると回答したところもある。ホームページ等の新しいメディアの活用は24市4.5%あった。

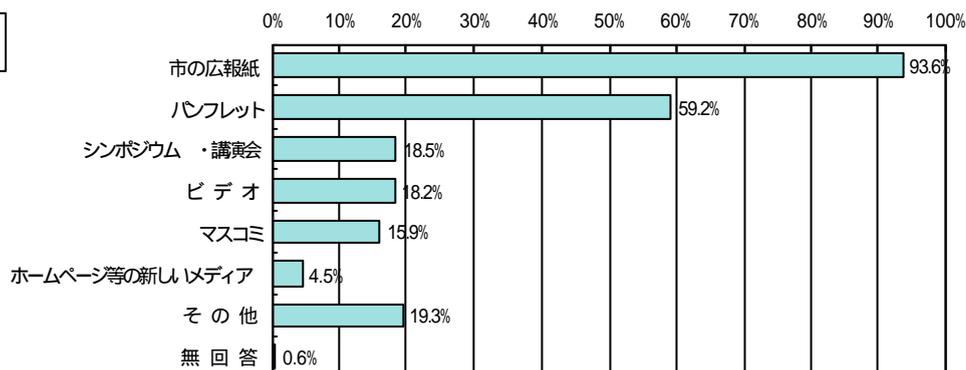
Q9 情報提供



Q9-1 情報内容



Q9-2 情報媒体



	調査数	Q9 減量化等の情報提供の有無				調査数	SQ9-1 情報の種類					
		提供している	検討中	提供していない	無回答		ごみや資源の量	等質や発生量の	リサイクル物の状況	処理施設の状況	処理コスト等	地球環境問題等の地
合計	669 100.0	534 79.8	52 7.8	81 12.1	2 0.3	534 100.0	440 82.4	299 56.0	276 51.7	143 26.8	89 16.7	3 0.6
人口規模	3万人未満	69 100.0	45 65.2	12 17.4	12 17.4	-	45 100.0	34 75.6	19 42.2	13 28.9	9 20.0	7 15.6
	～5万人未満	151 100.0	111 73.5	14 9.3	26 17.2	-	111 100.0	91 82.0	57 51.4	50 45.0	32 28.8	15 13.5
	～10万人未満	225 100.0	176 78.2	20 8.9	29 12.9	-	176 100.0	148 84.1	94 53.4	91 51.7	45 25.6	29 16.5
	～20万人未満	121 100.0	109 90.1	3 2.5	8 6.6	1 0.8	109 100.0	85 78.0	67 61.5	62 56.9	29 26.6	22 20.2
	～30万人未満	39 100.0	35 89.7	2 5.1	2 5.1	-	35 100.0	29 82.9	17 48.6	23 65.7	10 28.6	6 17.1
	30万人以上	52 100.0	46 88.5	1 1.9	4 7.7	1 1.9	46 100.0	41 89.1	34 73.9	28 60.9	10 21.7	7 15.2
	指定都市	12 100.0	12 100.0	-	-	-	12 100.0	12 100.0	11 91.7	9 75.0	8 66.7	3 25.0

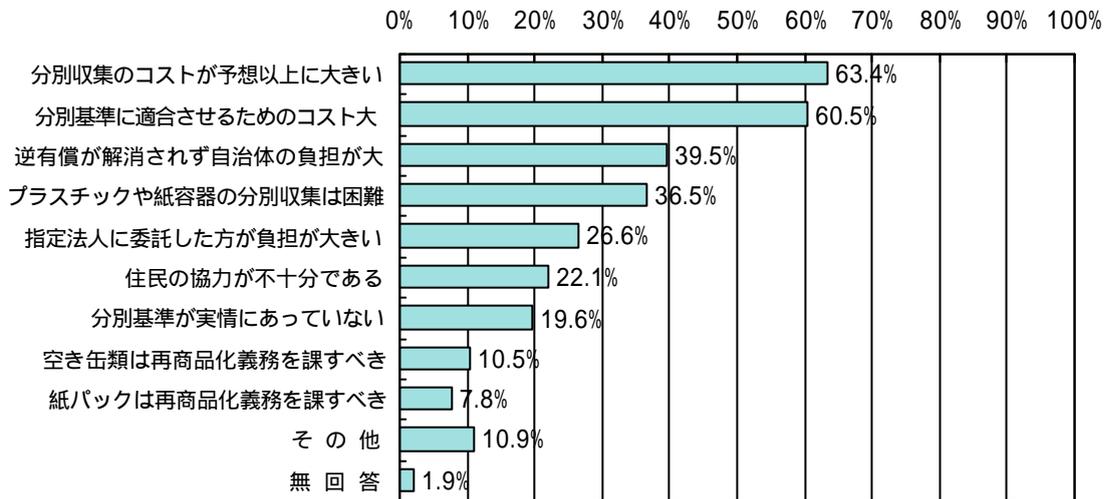
	調査数	SQ9-2 情報媒体							
		市の広報紙	パンフレット	シンポ・講演会	マスコミ	ビデオ	ホームページ	等の新メディア	その他
合計	534 100.0	500 93.6	316 59.2	99 18.5	85 15.9	97 18.2	24 4.5	103 19.3	3 0.6
人口規模	3万人未満	45 100.0	42 93.3	21 46.7	6 13.3	5 11.1	1 2.2	-	6 13.3
	～5万人未満	111 100.0	103 92.8	48 43.2	11 9.9	9 8.1	12 10.8	3 2.7	26 23.4
	～10万人未満	176 100.0	164 93.2	98 55.7	29 16.5	17 9.7	22 12.5	3 1.7	33 18.8
	～20万人未満	109 100.0	103 94.5	72 66.1	19 17.4	24 22.0	24 22.0	7 6.4	25 22.9
	～30万人未満	35 100.0	32 91.4	27 77.1	6 17.1	7 20.0	12 34.3	1 2.9	5 14.3
	30万人以上	46 100.0	44 95.7	38 82.6	19 41.3	17 37.0	17 37.0	6 13.0	8 17.4
	指定都市	12 100.0	12 100.0	12 100.0	9 75.0	6 50.0	9 75.0	4 33.3	-

Q10 容器包装リサイクル法の問題点

容器包装リサイクル法が施行され、本年4月1日からはペットボトル、ガラス製容器の再商品化義務の規定が発効しましたが、現時点でどのようなことが問題だと思いますか。（あてはまるもの全てに ）

【分別収集、選別、保管等に要するコスト負担増が特に課題】

「分別収集コスト」「選別・保管コスト」がかりすぎると回答した市はいずれも60%を超えており、自治体のコスト負担が大きいことが問題だとする市が多い。  
 法律は、自治体が容器包装廃棄物を回収した場合には事業者の引き取りを義務づけているが、中小事業者の猶予規定によって一部逆有償となっており、このことを問題だとする市が約40%にのぼる。  
 都市の規模が小さいほど「住民の協力が不十分」と答えているが、小都市ほど排出源での分別の徹底など住民の徹底した協力を求めるシステムとなっているためと推察される。



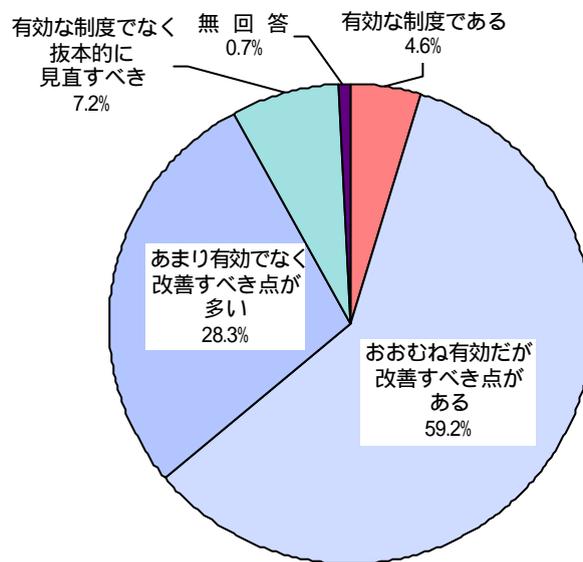
	調査数	Q10 容器包装リサイクルの問題点										
		分別収集の予想以上に大きい	住民の協力が不十分である	逆有償が解消されず自治体の負担が大きい	指定法人に委託した方が負担が大きい	分別基準に適合しない	分別基準に適合するためのコスト大	空き缶類は再商品化義務を課すべき	紙パックは再商品化義務を課すべき	プラスチックの分別収集は困難	その他	無回答
合計	669	424	148	264	178	131	405	70	52	244	73	13
	100.0	63.4	22.1	39.5	26.6	19.6	60.5	10.5	7.8	36.5	10.9	1.9
人口規模	3万人未満	69	32	20	25	8	15	41	5	6	19	2
		100.0	46.4	29.0	36.2	11.6	21.7	59.4	7.2	8.7	27.5	2.9
	～5万人未満	151	96	37	60	28	26	88	23	19	53	18
		100.0	63.6	24.5	39.7	18.5	17.2	58.3	15.2	12.6	35.1	11.9
	～10万人未満	225	138	52	97	65	48	119	29	19	75	16
		100.0	61.3	23.1	43.1	28.9	21.3	52.9	12.9	8.4	33.3	7.1
	～20万人未満	121	86	24	54	43	18	87	8	5	50	18
		100.0	71.1	19.8	44.6	35.5	14.9	71.9	6.6	4.1	41.3	14.9
～30万人未満	39	27	7	13	9	5	27	1	2	15	3	
	100.0	69.2	17.9	33.3	23.1	12.8	69.2	2.6	5.1	38.5	7.7	
30万人以上	52	36	7	13	21	15	35	4	1	24	6	
	100.0	69.2	13.5	25.0	40.4	28.8	67.3	7.7	1.9	46.2	11.5	
指定都市	12	9	1	2	4	4	8	-	-	8	2	
	100.0	75.0	8.3	16.7	33.3	33.3	66.7	-	-	66.7	16.7	

Q11 容器包装リサイクル法の有効性

容器包装リサイクル法は、自治体にとって容器包装の減量化やリサイクルの促進からみて有効な制度だと思いますか。（あてはまるもの1つに ）

【大半の都市が何らかの制度改正を希望。積極的評価はごく少数】

容器包装リサイクル法の評価としては、「有効な制度」が4.6%であるのに対して、「改善すべき点が多い」が28.3%、「抜本的に見直すべき」が7.2%となっており、積極的に評価している市より問題が多いとする市の方が多い。「おおむね有効だが改善すべき点がある」59.2%を加えると、制度の何らかの見直しや改善を求める意見が94.7%に達する。



		調査数	Q11 容器包装リサイクル法の評価				
			有効な制度である	おおむね有効だが改善すべき点がある	あまり有効でなく改善すべき点が多い	有効な制度でなく、抜本的に見直すべき	無回答
合計		669	31	396	189	48	5
		100.0	4.6	59.2	28.3	7.2	0.7
人口規模	3万人未満	69	7	38	17	6	1
		100.0	10.1	55.1	24.6	8.7	1.4
	～5万人未満	151	13	83	38	16	1
		100.0	8.6	55.0	25.2	10.6	0.7
	～10万人未満	225	9	127	70	17	2
		100.0	4.0	56.4	31.1	7.6	0.9
	～20万人未満	121	2	79	36	4	-
	100.0	1.7	65.3	29.8	3.3	-	
～30万人未満	39	-	27	11	1	-	
	100.0	-	69.2	28.2	2.6	-	
30万人以上	52	-	33	15	3	1	
	100.0	-	63.5	28.8	5.8	1.9	
指定都市	12	-	9	2	1	-	
	100.0	-	75.0	16.7	8.3	-	

Q12 資源循環型社会構築に向けてのパートナーシップ促進事業・施策

資源循環型社会の構築に向けて市民、事業者、行政等のパートナーシップを促進するために、貴市が進められている事業、施策等がありましたらお書きください。（自由記入）

【リサイクル、資源化等に関して市民とのパートナーシップは盛ん】

市民、事業者、行政の三者のパートナーシップを促進させる方策としては、三者の役割の条例への明記、アクションプランの策定、ごみ減量等推進会議の設置等が主にあげられている。

また個別の事業・施策は極めて多様であるが、回答のほぼ全てがリサイクル、資源化等に係るものであり、具体的にはリサイクル運動、リサイクルまつり、町内会等による集団資源回収（助成金等の支給を含む）、事業者による資源回収（助成金等の支給を含む）、リサイクル工房の設置、リサイクル協力店の認定と同店の利用促進等が主にあげられている。全体傾向としては、市民とのパートナーシップを進める事業は比較的多く行われているが、事業者を取り込んだ事業が少ない感もあり、今後の強化ポイントといえる。